

5 循環第 6 5 9 号  
令和 6 年 1 月 1 8 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛知県環境局長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に  
おける講習会受講に関する特例措置の終了について (通知)

日頃から、本県の環境行政の推進に御理解と御協力いただきありがとうございます。  
産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請における講習会受講に関する特例措置については、令和 2 年 4 月 3 日付け 2 循環第 1 3 1 号により運用しているところですが、令和 5 年 5 月に新型コロナウイルス感染症の位置付けが 5 類感染症に引き下げられたことや講習会の開催状況、他県の取扱い等を勘案し、令和 6 年 6 月 3 0 日で終了することとします。つきましては、貴協会会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

担 当 資源循環推進課  
産業廃棄物グループ  
電 話 052-954-6235 (ダイヤル)  
メール junkan@pref.aichi.lg.jp